

第22回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式会社和心

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日		2016年3月30日取締役会
新株予約権の数		152個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 45,600株 (新株予約権1個につき 300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 15,000円 (1株当たり 50円)
権利行使期間		2018年4月1日から 2026年3月29日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 56個 目的となる株式数 16,800株 保有者数 1名
	社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1名

(注) 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

①第9回新株予約権

決議年月日	2019年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く） 3名 社外取締役 2名 使人 2名
新株予約権の数（個）	320個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額（円）	1個あたりの発行額 309円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）	新株予約権1個当たり 97,100円 (1株当たり 971円)
新株予約権の行使期間	自 2022年4月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

②第11回新株予約権

決議年月日	2021年10月1日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く） 2名 社外取締役 一 使用人 1名
新株予約権の数（個）	80,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込金額（円）	1個あたりの発行額 0.23円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）	新株予約権1個当たり 568円 (1株当たり 568円)
新株予約権の行使期間	自 2022年1月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③第12回新株予約権

決議年月日	2023年6月29日臨時株主総会
割当先	E L L E 有限責任事業組合
新株予約権の数（個）	19,505個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,950,500 株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額（円）	本新株予約権1個につき111円
行使価額	行使価額 226円 本新株予約権は、行使期間中に行使価額の修正は行われません（固定行使価額型）。
新株予約権の行使期間	自 2023 年 7 月 3 日 至 2026 年 7 月 3 日
新株予約権の行使の条件（注）	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結しております。 本新株予約権引受契約においては、割当先が当社の事前の書面による承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当予定先の本新株予約権引受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。

（注）各本新株予約権の一部行使はできない。その他の条件については、当社と割当先との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④第13回新株予約権

決議年月日	2023年12月13日取締役会
付与対象者の区分及び人数（名）	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く） 3名 社外取締役 3名 使用人 6名
新株予約権の数（個）	5,610個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 561,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個あたりの発行額 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）	新株予約権1個当たり 427円 (1株当たり 427円)
新株予約権の行使期間	自 2023年12月28日 至 2033年12月27日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも決議日前営業日の株価終値に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していないことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社グループの取締役及び使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。当社グループにおける企業倫理は、企業行動規範に定める。
 - (ロ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
 - (ハ) 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反、企業倫理に反する行為、又はその恐れのある事実の早期発見、対策、及び再発防止に努める。
- (二) 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
- (ホ) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- (ヘ) 内部監査責任者は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。
- (ト) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書管理主管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
 - (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - (ロ) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに、全社的に再発防止策を講じる。
 - (ハ) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - (二) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - (ロ) 取締役会は、当社の効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - (ハ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (二) 当社グループの事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、及び重要な意思決定を機動的に行うため、適切な会議体を設置し、開催する。
- (ホ) 当社グループの予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (ヘ) 当社グループの経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 当社グループは、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - (ロ) 内部監査責任者は、当社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - (ハ) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (二) 当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

- ⑥ 監査等委員がその職務を補助する取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置することができる。
- (ロ) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (ハ) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- (イ) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席することができ、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室から報告を受ける。
- (ハ) 取締役および使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
- (二) 取締役および使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社グループは、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、適正に対応する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 当社は、監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - (ロ) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (ハ) 監査等委員会は、当社の内部監査責任者・会計監査人と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
 - (イ) 当社グループは、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき行動する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - (ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - (ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査等委員監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	936,556	941,904	△1,781,973	96,488
当連結会計年度変動額				
新株の発行(新株予約権行使)	12,491	12,491		24,982
親会社株主に帰属する当期純利益			398,330	398,330
減資	△899,047	899,047		-
欠損補填		△899,047	899,047	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-
当連結会計年度変動額合計	△886,556	12,491	1,297,378	423,312
当連結会計年度末残高	50,000	954,395	△484,594	519,801

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	27,555	18,931	142,975
当連結会計年度変動額			
新株の発行(新株予約権行使)	△122		24,860
親会社株主に帰属する当期純利益			398,330
減資			-
欠損補填			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	184	2,003	2,188
当連結会計年度変動額合計	62	2,003	425,379
当連結会計年度末残高	27,618	20,934	568,354

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------|-----------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | マイグレ株式会社 |
| | 株式会社WALIA |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 | 1社 |
| ・主要な会社等の名称 | 株式会社CONOC |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

- | | |
|----------|---------------------------------|
| ・市場価格のない | 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産 |
| 株式等以外のもの | 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用して |
| | おります。 |

- | | |
|----------|-----------------------|
| ・市場価格のない | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
|----------|-----------------------|

株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|--------|---------|
| 建物 | 3年～22年 |
| 構築物 | 10年～15年 |
| 機械及び装置 | 10年 |
| 車両運搬具 | 2年～6年 |

工具、器具及び備品 2年～15年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

のれん 5年

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるために、損失見込額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業はモノ事業であり、モノ事業では商品を主として路面店舗を通じて販売する事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

（5）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

（1）固定資産の減損

（Ⅰ）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産 - 千円

（Ⅱ）連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額と割引前キャッシュ・フローの総額を比較し、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により算出しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積もりは事業計画を基礎に算出しており、事業計画の主要な仮定は、店舗における来店客数の影響であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローは現時点における最善の見積もりであると考えておりますが、来店客数等の主要な仮定に基づく見積もりは不確実性を伴い、見積もりと将来の結果が異なる可能性があり、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 追加情報

該当事項はありません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	34,502千円
建物	712千円
土地	6,267千円
上記に対応する債務	
短期借入金	28,219千円
1年以内返済予定の長期借入金	94,261千円
長期借入金	3,810千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

83,926千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,412,500 株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,801,200株

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、主に店舗賃貸借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に店舗の新規出店に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後8年であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握し、リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金は、主に出店に伴う差入敷金であり、移転・退店時の敷金の回収については貸主の信用リスクに晒されておりますが、貸主毎の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握してリスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（1年内含む）	359,666	358,013	△1,653
負 債 計	359,666	358,013	△1,653

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金ないし短期間で決済されるため時価が帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	75,115
敷金	127,402

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	190,414	-	-	-
売掛金	95,103	-	-	-
合計	285,518	-	-	-

(注) 4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	73,741	-	-	-	-	-
長期借入金	286,647	26,138	25,597	11,637	3,855	5,791
合計	360,388	26,138	25,597	11,637	3,855	5,791

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定にかかるインプットのうち、活発な市場において形成さ

れる当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内含む)	-	358,013	-	358,013

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社子会社マイグレ株式会社では、静岡県において賃貸用不動産を有しております。2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は19,598千円（賃貸収益は売上に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次の通りであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
87,913	35,630	123,544	123,544

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得（54,245千円）であり、主な減少は不動産売却（9,599千円）、減価償却費（8,685千円）であります。
- (注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額
- (2) 1株当たりの当期純利益

81円06銭

62円67銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月1日

株式会社和心

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員	公認会計士 茂木秀俊
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 山中康之
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社和心の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社和心及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことである。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	936,556	887,076	20,950	908,026	△1,872,802	△1,872,802	△28,218	
当期変動額								
新株の発行(新株予約権行使)	12,491	12,491		12,491		-	24,982	
当期純利益				-	380,719	380,719	380,719	
減資	△899,047		899,047	899,047		-	-	
欠損補填			△899,047	△899,047	899,047	899,047	-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-		-	-	
当期変動額合計	△886,556	12,491	-	12,491	1,279,767	1,279,767	405,701	
当期末残高	50,000	899,567	20,950	920,517	△593,035	△593,035	377,482	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	27,555	△662
当期変動額		
新株の発行(新株予約権行使)	△122	24,860
当期純利益		380,719
減資		-
欠損補填		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	184	184
当期変動額合計	62	405,764
当期末残高	27,618	405,101

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～20年

構築物 10年～15年

機械及び装置 10年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるために、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業はモノ事業であり、モノ事業では商品を主として路面店舗を通じて販売する事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

(I) 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産 一千円

(II) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損 (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 追加情報

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	34,502千円
上記に対応する債務	
短期借入金	28,219千円
1年以内返済予定の長期借入金	93,565千円
長期借入金	一千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

59,239千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
短期金銭債権

22,554千円
短期金銭債務

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	16,200千円
販売費及び一般管理費	2,760千円
営業外収益	727千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,412,500株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	2,801,200株
------	------------

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、繰越欠損金、減損損失、及び商品評価損等であります、全額評価性引当を行っております。

11. リースにより使用する固定資産に関する注記

本社における事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 森智宏		(被所有) 直接25.62	当社 代表取締役	資金の貸付 (注)	113,300	短期貸付金	113,300

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 58円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 59円90銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月1日

株式会社和心
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中康之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社和心の2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社和心及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するため対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月1日

株式会社和心 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 白 洩 敏 朗㊞

監査等委員（社外取締役） 津 金 庸 平㊞

監査等委員（社外取締役） 山 口 一㊞

以上